

子どもの権利条約に関する 第3回市町村アンケート調査結果

2011年9月

かけがえのない いのち、人権、自由を子どもに

群馬子どもの権利委員会

〒371-0026 前橋市大手町3-1-10 教育会館3F

Tel. & Fax. 027-235-8876

はじめに

群馬子どもの権利委員会が子どもの権利条約に関わる第1回の全県市町村アンケートを実施したのは1999年、日本政府に対する国連の第1回勧告が出た翌年でした。勧告の中で、政府や自治体が民間団体と交流し協力して条約の実施に当たるよう勧奨されていたのです。交流と協力のきっかけをつかもうとしたアンケートでした。

さいわい、全県70市町村(当時)の約81.4%にあたる57の市町村から回答が寄せられ、集約結果も1999年12月に発表されました。その結果を手がかりに、群馬子どもの権利委員会はいくつかの市町村を訪問して話し合いを行い、理解・交流・協力を深めました。2002年9月には県当局とも話し合いを持ちました。

子どもの権利条約の実施に関する国連の審査と勧告は5年ごとに行われます。第2回勧告は2004年1月に出され、それを受けて群馬子どもの権利委員会は2005年9月、第2回の全県市町村アンケートを実施しました。全県54市町村(当時)の約75.9%にあたる41市町村から回答が寄せられ、集約の結果と私たちの意見を2006年10月に公表しました。集約結果に基づく県当局との話し合いや市町村訪問も行いました。

そして今回、第3回です。国連からの第3回勧告は2010年6月に出され、それに応じて群馬子どもの権利委員会も同年10月、第3回の全県市町村アンケートを実施しました。2011年3月末までに、全県35市町村の約74.3%にあたる26市町村(桐生以外の11市と15町村)から回答がありました。ご協力に心から御礼申し上げます。

アンケートの集約は、ようやく2冊の小冊子にまとまりました。1つはこの冊子で、市町村からの回答をそのまま列挙した「基礎的な資料」です。アンケートの質問項目は10項目ですが、ご回答いただいた市町村の部署を最初のページに掲げ、つづいてアンケート項目を順次あげながら、それに従って回答をそのまま掲載しました。

もう1つは8ページの小冊子で、アンケート結果を要約し、群馬子どもの権利委員会の見解を述べた「要点と意見」です。問題点を6つの柱(子ども行政の一元化、条約の広報と職員の研修、子どもの意見表明と社会参加、子どもの貧困と家庭での虐待、学校などでの人権侵害の救済、子ども施策の原則)に整理し、柱ごとに全県的な傾向をまとめて、前2回のアンケート結果との比較も試みています。あわせてご覧ください。

この資料の作成には慎重を期しましたが、思わぬミスがあるかもしれません。お気づきの点がありましたら、できるだけ早くお知らせくだされば幸いです。

【基 礎 事 項】

- 1 アンケート調査実施時期：2010年10月から2011年3月
- 2 調査依頼対象自治体：県内全市町村（調査時：35市町村）
- 3 回答をいただいた自治体：26市町村（11年3月31日時点での回収率74.28%）
- 4 回答をいただいた自治体の「回答・記載担当部署」

- 1 前橋市 : 教育委員会前橋市総合教育プラザ
- 2 高崎市 : 保健福祉部こども家庭課
- 3 伊勢崎市 : 市民部人権課
- 4 太田市 : 福祉こども部こども課子育て支援係
- 5 沼田市 : 民生部社会福祉課子育て支援係
- 6 館林市 : 保健福祉部こども福祉課+教育委員会生涯学習課+学校教育課
- 7 渋川市 : 学校教育課+こども課
- 8 藤岡市 : 学校教育課+生涯学習課+福祉課+子ども課
- 9 富岡市 : 市民生活課市民生活係
- 10 安中市 : 保健福祉部子ども課
- 11 みどり市 : <「回答保留」という回答>

- 12 榛東村 : 子育て・長寿支援課青少年係
- 13 吉岡町 : 健康福祉課
- 14 神流町 : 保健福祉課
- 15 下仁田町 : 教育課
- 16 中之条町 : 教育委員会事務局+こども未来課子育て支援チーム
- 17 長野原町 : 町民生活課+教育課
- 18 嬭恋村 : 住民福祉課
- 19 高山村 : 教育委員会教育課社会教育係
- 20 片品村 : 保健福祉課
- 21 川場村 : 教育委員会+健康福祉課
- 22 みなかみ町 : 子育て健康課
- 23 玉村町 : 子ども育成課
- 24 明和町 : 住民福祉課
- 25 千代田町 : 住民福祉課
- 26 邑楽町 : 福祉課+教育委員会学校教育課

<回答をいただけなかった市町村>

桐生市、上野村、南牧村、甘楽町、草津町、東吾妻町、昭和村、板倉町、大泉町

【質問項目別・回答内容一覧】

1 子どもの幸福や権利に関わる職務は、どの部署で行っていただけますか。

(a) 「子ども課」といった専門の部署があれば、部署の名と業務の内容を。

- 高崎市 ○保健福祉部こども家庭課：児童福祉、こども手当、母子及び寡婦福祉、家庭児童相談
あすなろ寮、児童館、放課後児童クラブ、児童センター
に関すること
- 伊勢崎市 ○福祉部児童家庭課：①児童福祉法に基づく母子保護等に関すること
②母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭自立支援に関すること
③子育て支援（子育て相談センターを含む）に関すること
④児童福祉関係団体の指導育成及び連絡に関すること
⑤放課後児童健全育成事業（児童クラブ）に関すること
⑥子ども手当、ひとり親家庭等福祉手当、児童扶養手当及び特別
児童扶養手当に関すること
⑦交通遺児入学及び卒業祝金の給付に関すること並びにこれら
に関連する業務【児童家庭課】
- 太田市 ○こども課：児童福祉に関わる全般業務
- 渋川市 ○こども課：
- 藤岡市 ○藤岡市は子どもの幸福や権利のため、学校教育課、生涯学習課、福祉課、子ども課等
が直接的、間接的に業務にあたっている。
○子ども課：・妊娠期、出産後の母親へのケア（子育て相談等）
・乳・幼児健診 ・予防接種事業
・学童保育、支援センターの監督・指導・補助
・保育園、幼稚園の監督・指導・補助
・虐待への対応、要保護児童地域対策協議会の開催
- 富岡市 ○こども課：児童福祉、母子福祉、子ども手当、交通遺児等、家庭児童相談、
母子自立支援、子育て支援、保育所、児童館、幼児開発に関する業務
（ただし、本アンケートについては、人権を所管する「市民生活課」が回答を担当する。）
- 安中市 ○子ども課：児童相談、虐待相談
- 榛東村 ○子育て・長寿支援課：①児童福祉に関する事項 ②高齢福祉に関する事項 ③障害者
福祉に関する事項 ④社会福祉に関する事項 ⑤国民年金に
関する事項 ⑥消費生活に関する事項 ⑦青少年に関する
事項
- 中之条町 ○教育委員会・こども未来課：こども関係全般
- 玉村町 ○子ども育成課：児童福祉、保育所・児童館運営 等々

◇無記入：明和町

(b) 専門の部署がなければ、どの部署でどんな職務を扱っていただけますか。

- 前橋市 ○市民部：人権にかかわる統括
○福祉部：民生委員児童委員、子ども手当・児童扶養手当の支給、児童虐待対応
○指導部：就学奨励（援助）費の支給、いじめ、不登校、虐待等の問題行動、

生涯学習における人権教育、学校における人権教育

- 沼田市 ○社会福祉課子育て支援係：保育園、家庭児童相談、児童福祉等を担当
- 館林市 ○保健福祉部こども福祉課：家庭児童相談（児童虐待対応含む）他
○教育委員会生涯学習課、同学校教育課：青少年の健全育成指導、学校教育の総合指導
他
- 渋川市 ○家庭児童相談室：
- 藤岡市 ○学校教育課：市内16校の小中学校からの児童生徒に関する情報をもとに、児童虐待や
養育放棄などが心配されるケースは、「子ども課」に連絡するとともに、
「西部教育事務所」とも連携を図りながら早期発見・解決ができるよう
に努めている。
○生涯学習課：子どもの人権に係る普及・啓発活動を行っている。
○福祉課：・身体障がい手帳や療育手帳の交付事務 ・自立支援法事務
- 安中市 ○福祉課：人権擁護
○教育委員会：学校教育、社会教育、人権教育、青少年健全育成
- 吉岡町 ○健康福祉課：福祉室（人権擁護・児童福祉・児童保育）
○教育委員会：学校教育室（学校教育） 生涯学習室（人権教育）
- 神流町 ○保健福祉課：児童福祉、児童虐待、次世代育成、
○住民生活課：保育所、こども手当
- 下仁田町 ○福祉課：児童福祉全般
○保健環境課：児童保健全般
○総務課：人権に関すること
○教育課：社会・学校人権教育、青少年健全育成
○住民税務課：人権相談
- 長野原町 ○町民生活課：子どもの福祉、保健
○教育課：子どもの教育
- 高山村 ○教育委員会：教育課
○住民課
- 片品村 ○保健福祉課：児童福祉係
○人権擁護委員事務局
- 川場村 ○健康福祉課と教育委員会と連携し、情報交換・相談・指導の実施
- みなかみ町 ○子育て健康課：児童福祉事務、幼稚園・保育園事務、母子保健事務等
○町民福祉課：人権に関すること
- 明和町 ○住民福祉課：児童福祉に関すること。
- 千代田町 ○住民福祉課福祉係にて児童全般の業務を行っている。
- 邑楽町 ○福祉課：児童福祉係（諸手当の支給、虐待関係）
- 嬭恋村 ○住民福祉課：人権に関する業務

◇無記入：伊勢崎市

2 国連からの第3回勧告に関して、国や県から何らかの情報や通達がありましたか。

(a) あった場合は、どのような形でどの程度のものでしたか。

◇全ての自治体が、「なし」「確認できていない」「記録がない」「不明」「無記入」等であった。

- 館林市 ○児童虐待防止強化月間を広報紙に掲載。
- 藤岡市 ○学校教育課：定例の校長会・教頭会の中で、毎回、生徒指導関係の説明を行い、その中で不登校や問題行動、児童虐待等の未然防止の観点から、児童生徒の変容についてよく観察するように指示している。
- 生涯学習課：子どもの人権を守るための記事を広報紙に掲載、子ども自身の人権意識の普及・高揚のために人権作品の募集事業、人権集会所における学習会等の啓発活動を実施したりしている。
- 富岡市 ○住民へのお知らせは行っていません。
- 安中市 ○子どもの権利条約について、光陽館（隣保館）だよりも、日本ユニセフ協会発行の文章を掲載しました。
- 榛東村 ○特には実施していない。
- 吉岡町 ○特にありません。
- 神流町 ○役所において広報や普及はしていない。しかし、学校単位で実施しているかもしれないが詳細は不明。
- 下仁田町 ○人権教育講演会の実施、下仁田町人権教育推進協議会の開催、人権尊重標語・作文・ポスター募集（小・中学生）
- 長野原町 ○特にしていません。
- 高山村 ○子どもの権利条約に限らず、人権教育全般において幼稚園・小・中学校で指導を行っている。また、全村民対象に人権標語募集等の取組で人権について考える機会を設けている。
- 片品村 ○行っていない。
- 川場村 ○教育懇談会等の内容として説明・周知。
- 明和町 ○特に実施していない。
- 千代田町 ○幼稚園保護者に対し家庭教育の一環として子どもの権利に関する、情報提供をしている。
- 邑楽町 ○県教委の指示を受けて行う予定。
- 中之条町 ○特に行っていない。

◇無記入：渋川市、みなかみ町、嬭恋村、玉村町

4 学校関係職員、社会教育職員、民生児童委員などに、どんな研修をされていますか。

(a) 条約や勧告をテーマにした研修をなさっていれば、いつ、どのような内容で。

- 前橋市 ○条約や勧告をテーマにした研修は行っていません。なお、人権にかかわる研修は、各担当課で行っています。
- 高崎市 ○実施していない。
- 沼田市 ○ありません。
- 渋川市 ○特に行っておりません。
- 藤岡市 ○4課とも実施していない。
- 富岡市 ○条約・勧告に関する研修は実施していません。
- 安中市 ○とくに研修は行っていません。
- 学校関係職員：関係するポスター等を配布し、周知を図っています。
- 榛東村 ○学校関係職員：人権（同和）教育研修として次の3つの研修を実施
- ・人権（同和）教育講演会の開催：村内全教職員を対象に、6月29日に榛東村楽集セ

ンターで開催。部落解放同盟群馬県連書記長を講師として、部落差別の実態や学校における同和教育の在り方について研修を深めた。今なお残る部落差別の現状に参加者一同強い憤りとともに改めて人権・同和教育の必要性を感じていた。

- ・新着任教職員人権（同和）教育研修会の実施：榛東村への新着任の教職員を対象に年3回研修会を実施。解放同盟榛東支部長の講話や村内の人権に関わる主要な施設巡り、本村の人権（同和）教育についての学習を行う。
- ・榛東村人権（同和）教育公開授業研究会の実施：村内の学校・園で順番年1回公開授業（保育）研究会を実施している。全教職員と地域・保護者が参観し授業（保育）研究会に参加。また、全体会で各校・園がそれぞれの人権（同和）教育の取り組みについて発表・協議する。

○社会教育職員：榛東村人権教育推進・健全育成「夏休みビデオ視聴会」の実施

- ・実施に向け年2回合同会義の実施：主催者である5団体（区長・人権教育推進委員・青少健・青少推・子育連）と職員とで、実施計画の立案と実施後の成果と課題を確認する。
- ・7月16日「職員事前研修」を実施
- ・全21行政区で「夏休みビデオ視聴会」を実施：子どもの人権啓発ビデオ「桃色のクレヨン」を、7月21日から8月22日の間、全行政区を巡回して視聴会を開催した。職員も参加して講話や話し合いを実施し、子どもの人権について学んだ。各区参加者の合計は849名（子ども461名、大人388名）であった。

○民生児童委員：実施していない。

吉岡町 ○特にテーマにした研修はしていません。

下仁田町 ○無し。

長野原町 ○条約についての研修等はしていません。

高山村 ○村としては研修はしていない。

片品村 ○していない。

川場村 ○特になし。

みなかみ町 ○現在、行っていません。

明和町 ○実施していない。

千代田町 ○10月頃に虐待講演会を実施、人権講演会を実施している。

邑楽町 ○なし。

中之条町 ○していない。

◇無記入：伊勢崎市、太田市、館林市、神流町、嬭恋村、玉村町

(b) なさっていないければ、どのような形で研修をしておられますか。

前橋市 ○条約や勧告をテーマにした研修は、行っておりません。

高崎市 ○人権全般にかかる研修を職員研修等で実施。

伊勢崎市 ○県内等の先進地視察研修及び総会時の講演会を実施しています。【社会福祉課】

○様々な人権尊重をふまえた人権教育の一環として、伊勢崎市教育委員会主催の人権教育主任会による研修や中堅教員学校経営研修、教職員5年目以下の若手への研修機会などを毎年計画的に行っております。また、群馬県教育委員会主催の人権教育の研修にも、すべての学校から人権教育主任を中心に積極的に参加するなど、人権意識の向上に努めております。【学校教育課】

太田市 ○要保護児童対策地域協議会による講演会等の開催。

- 沼田市 ○県等の研修への参加。
- 館林市 ○夏季休業中（8月）に、市内全教職員を対象とした「人権教育全体研修会」を開催している。
- 渋川市 ○学校職員に対して全小中学校において、人権教育に視点を当てた、授業および授業研究会を行っている。
- 藤岡市 ○学校教育課：教職員に対しては、11月に藤岡市人権講演会を行い、悉皆による参加を義務付けている。また、市内各小中学校の人権教育主任を対象に藤岡市人権教育研修会を行っている。今年度は、藤岡市教育委員会指定の人権教育実践推進校である平井小学校の研究発表を兼ねて研修会を行い、11月12日に約300名を集めて行われた。12月に県教委主催の人権教育研究懇談会にも管理職や人権教育主任を中心に参加し、研修を深めている。
- 生涯学習課：社会教育関係職員を対象に、群馬県や西部教育事務所、各種連絡協議会の主催する社会教育・生涯学習関連の研修会に参加している。
- 福祉課：年間9回の地区民生員児童委員協議会を開催し、ケース研究を行っている。
- 富岡市 ○民生児童委員の研修：協議会内に「子ども福祉研究委員会」をつくり、年に数回研修会を行っています。内容は児童福祉施設の見学等。
- 学校関係職員、社会教育職員に対しては、子どもの福祉・権利等の研修は実施していません。
- 榛東村 ○民生児童委員：特にはしていない。
- 吉岡町 ○教育指導の在り方の基本的なこととして共通理解を図っています。県の研修等に参加しています。
- 神流町 ○現在のところ個別の研修は実施していない。また、今後の予定も現在のところない。
- 下仁田町 ○下仁田町人権教育推進協議会：人権教育方針及び推進計画、啓発映画上映（7月21日）人権教育講演会（子供の人権を守るために）（8月2日）
- 高山村 ○人権教育指導者研修会等に参加。
- 片品村 ○していない。
- 川場村 ○幼小中学校の管理職連絡協議会等で、周知徹底・指導。
- 邑楽町 ○「虐待」等の個別テーマで実施。
- 中之条町 ○条約や勧告についての研修は行っていない。
- 嬭恋村 ○子ども福祉部会などで県及び社会教育関係の研修に参加。嬭恋村人権教育推進大会を開催・その中で研修会を実施。
- 玉村町 ○民生委員へ：定例会にて、児童虐待防止の講座を開催。
- 明和町 ○子ども研究委員会（民生児童委員）

◇無記入：安中市、長野原町、みなかみ町、千代田町

5 条約と勧告が重視する「子どもの意見表明権」に、どう取り組んでおられますか。

(a) 子どもが思いや願いを自由に言えるよう、どんな方策を講じておられますか。

- 前橋市 ○各学校の方策としては、意見箱や相談箱を設けています。また、日常のチャンス相談に加えて特設の教育相談期間を設けて対応しています。さらに、中学校では「少年の主張大会」を実施しております。
- 高崎市 ○こども議会等を開催（平成21年度）

- 伊勢崎市 ○日常的に子ども一人一人の人格を大切にし、教師と子どもや子ども同士の人間関係づくりを促進するなど、子どもが思いや願いを自由に言える人間関係づくりを図っております。また、言語活動の充実を目指すことにより、子どもが自ら考え、判断したことを的確に表現できる力の育成も図っております。【学校教育課】
- 沼田市 ○行事等の際にアンケートを実施。
- 館林市 ○小学生児童が意見や提案を公表できる場として、市子ども育成会と市教育委員会が連携し、毎年2月、市議会と同様に市の本議場にて実施する「子ども議会」を開催している。（＊意見発表者は、市内各小学校からの代表2名ずつ、合計22名）
- 藤岡市 ○《学校教育課》
 子どもの思いや願いを自由に言えるようにするために学校教育課では、次の2つの面から指導している。
 一つは、児童生徒の悩みを早期に発見できるようにするための方策である。具体的には、各中学校区に配置したスクールカウンセラーの積極的な活用、定期的なアンケートや教育相談の実施、教育研究所における電話相談員の配置、生涯学習課との連携による青少年センターでの相談活動などである。児童生徒が教員以外にも気軽に相談できる体制を整えている。
 二つ目は、子どもたちが自分の思いや願いを自由に言えるようになるための、教員の授業改善に向けての指導である。児童生徒の思いや考え、自由な発想を引き出しながら、全ての児童が「分かる喜び・できる実感」をもてるようにするための指導技術やノート指導、単元構成の仕方などについて、具体的に指導するなど、日常的な授業の中で自由に発言できる雰囲気をつくるとともに、自分の意見や思いを公表できる基本的な能力を養っている。
- 《生涯学習課》
 人権標語・作文・ポスターの募集事業で、子どもたち自身の人権センスを磨くとともに、中学生を対象とした「少年の主張」では素直な思いや願いを公表する機会を設けている。
- 富岡市 ○特に方策は講じていません。
- 安中市 ○とくに方策は講じていません。
- 榛東村 ○憲法や教育基本法に基づいて学校や家庭では取り組んでいると思うが、課としては特に取り組んでいない。
- 吉岡町 ○講じていません。
- 神流町 ○特になし。
- 下仁田町 ○教育相談員の配置。
- 中之条町 ○現在行っている方策はないが、今後検討していく必要があると思います。
- 長野原町 ○特別な取り組みはしていません。
- 高山村 ○小中学校に対しては、個を大切にしている指導をしている。
 また、学校・行政間において情報交換等で連携を密にし、対応している。
- 片品村 ○行っていない。
- 川場村 ○きめ細かな指導の徹底、授業改善、学期毎の悩み相談やアンケートの実施
- みなかみ町 ○町民なら誰でも参加できる「住民と語る会」を開催し、町長が直接対応しています。
- 明和町 ○特に実施していない。
- 千代田町 ○今後に向け検討中
- 邑楽町 ○具体的方策はない。

◇無記入：太田市、渋川市、嬭恋村、玉村町

(b) 子どもセンターや児童館などの建設や運営に、子どもがどう関わっていますか。

- 前橋市 ○新しい前橋児童文化センターを構想する段階から子どもたちの希望や願いについて収集し、基本計画に反映しています。また、運営についても利用した児童生徒にアンケートをお願いし、その意見を運営に活用しています。
- 高崎市 ○特になし
- 伊勢崎市 ○現在、市内には、2箇所の子どものセンターと7箇所の子どもの館があり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする目的の子どもの厚生施設があり、子どもの館では、放課後子どものクラブ（小学1年から3年までの児童が対象）も行い、多くの子どもや乳幼児が利用しています。しかし、特に運営等には関わっておりません。【児童家庭課】
- 太田市 ○アンケート等により意見を反映させている。
- 沼田市 ○当該施設が現在ありません。
- 館林市 ○建設や運営について特に関わりはありませんが、上記（「子どもの議会」）の中で意見を聞く機会を設けております。
- 藤岡市 ○《子どもの課》
子どもは関わっていない。
- 富岡市 ○市立子どもの館の運営への子どもの関与はありません。
- 安中市 ○子どもの館を設置していません。
- 榛東村 ○関わっていない。
- 吉岡町 ○子どもの館の運営自体に子どもは関わっていません。
- 神流町 ○現在、子どものセンターや子どもの館がないため、今後建設することになった際には、設計や提案といった部分に、子どもの意見を取り入れる必要性は高いと思われる。
- 下仁田町 ○無し。
- 中之条町 ○当該施設はなく、関わりがない。
- 長野原町 ○施設の建設や運営には、特に参加していません。
- 高山村 ○関わっていない。
- 片品村 ○特になし。
- 川場村 ○子どものセンター、子どもの館の設置なし。
- 明和町 ○子どもの館は廃止の方向に進んでいる。
- 千代田町 ○現在は関わっていない。
- 邑楽町 ○保護者の参加はあるが、子どもまで及んでいない。

◇無記入：渋川市、嬭恋村、みなかみ町、玉村町

6 最近問題になっている「子どもの貧困」の問題にどう対処しておられますか。

(a) 貧困家庭の子どもに対して何らかの援助措置などがあれば、具体的に。

- 前橋市 ○貧困家庭に対する援助措置としては「児童扶養手当」「就学奨励費」があります。
- 高崎市 ○特になし。
- 伊勢崎市 ○ひとり親家庭等に対して児童扶養手当及びひとり親家庭等福祉手当を支給している。
【児童家庭課】

- 太田市 ○就学援助等の経済的支援。
- 沼田市 ○低所得層の保育料を低く設定。就園奨励費、就学奨励費を支給。
- 渋川市 ○特にありません。
- 藤岡市 ○《学校教育課》：母子家庭等で低所得の家庭に就学援助費を支給。
《福祉課》：生活保護法の中で対応している。
《子ども課》：母子・父子家庭等に児童扶養手当を支給。
生活保護世帯、市民税非課税世帯かつ母子家庭には保育料免除。
- 富岡市 ○独自の援助制度等はありません。
- 安中市 ○要保護、準要保護制度により、学用品費、給食費などの補助を行っています。
- 榛東村 ○就学援助費を支給している。
- 吉岡町 ○幼稚園就園援助費、要保護・準要保護児童生徒就学援助費などの措置を行っています。
- 神流町 ○奨学資金貸与、就学援助費及び就学奨励費の認定・支給。
- 下仁田町 ○要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助費支給。
- 中之条町 ○生活保護や保育料の無料化、小中学校における要保護・準要保護制度等。
- 長野原町 ○児童扶養手当、特別児童扶養手当、要保護・準要保護世帯に対する就学援助金。
- 高山村 ○要保護家庭、準要保護家庭に援助。
貧困家庭対象というわけではないが高校生の就学補助金制度を実施。
- 片品村 ○特になし。
- 川場村 ○小中学生就学援助費、高校生就学資金貸付。
- みなかみ町 ○保健師の訪問による見守り援助。
- 明和町 ○就学援助費支給（給食費免除等）、奨学資金制度。
- 千代田町 ○入学支度金や要保護世帯への給食費免除。
- 邑楽町 ○要保護、準要保護家庭への経済的支援。

◇無記入：館林市、嬭恋村、玉村町

(b)「親子関係の貧困」とでも言うべき問題に、どう対応しておられますか。

- 前橋市 ○悩みを持つ方へは、プラザ相談室が夜7時まで電話相談に応じています。
- 高崎市 ○特になし。
- 太田市 ○家庭児童相談室等の相談窓口の設置。
- 沼田市 ○家庭児童相談員による相談。
- 館林市 ○特に対策は講じておりません。
- 藤岡市 ○《学校教育課》：いつでも相談に応じている。
《子ども課》：子育てについて相談があれば保健師等が対応している。
- 富岡市 ○特に対応はしていません。（「親子関係の貧困」の定義は何でしょうか。）
- 榛東村 ○①子育て支援センターを各保育園に設置し、保育士による子育てに関わる情報の提供や育児不安等についての相談指導を行っている。
②青少年健全育成運動において、毎月第1日曜日は家庭の日として、青少推が中心となりポスター・標語の募集やリーフレット等による啓発活動を行っている。
- 吉岡町 ○体験学習機会を提供しています。
- 下仁田町 ○地域、学校、民生委員等協力して行っている。
- 中之条町 ○両親学級等低年齢児と保護者の結びつきが強くなるような事業や家庭教育学習の充実、子育て相談員による幼児期の関わりに関する教育・相談等。

- 長野原町 ○民生委員等による相談支援。
- 高山村 ○家庭教育学級等でよりよい親子関係を築けるよう研修会を実施。
- 片品村 ○していない。
- 川場村 ○乳児期からの親子関係を構築するため、母子保健・児童福祉分野で連携。
「子育て講座」の実施。
- みなかみ町 ○親子で参加できる居場所作りを推進しています。
- 千代田町 ○今後に向け検討中。
- 邑楽町 ○幼稚園、小中学校での保護者参観、親子行事の実施。

◇無記入：伊勢崎市、渋川市、安中市、神流町、嬭恋村、玉村町、明和町

7 家庭での子ども虐待、学校でのいじめや体罰に、どんな対策を立てておられますか。

(a) 予防策、相談制度、救済措置などがあれば、内容や実績などを具体的に。

- 前橋市 ○家庭での子どもの虐待防止については、各学校で児童生徒の表情や身体の様子等について注意深く観察し、発見した場合は、子ども課及び児童相談所と連携を図り対処しています。
いじめ対策については、各学校で「いじめアンケート」を実施したり、日常の学校生活の中で「いじめチェックシート」等を活用し、いじめの早期発見・早期解決に努めています。教育委員会としては、各学校に通知やリーフレットを配布するとともに、プラザ相談室やスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実に努めています。
体罰については、教育委員会として管理職を対象に体罰禁止と監督指導について指導を行い、各学校では校内服務規律委員会を設置して禁止の徹底を図っています。
- 高崎市 ○24時間体制の相談、通報対応。
- 伊勢崎市 ○家庭での子ども虐待【児童家庭課】
- 予防策
 - ・要保護児童の適切な保護、又は要支援児童等への適切な支援を図るため『伊勢崎市要保護児童対策地域協議会』を平成20年4月に設置。現在22の関係機関で構成されている。この協議会を積極的に活用するとともに日頃より情報交換し、各関係機関の連携を深めている。
 - ・実務者会議を毎月実施しており、関係機関との情報を共有化し迅速な対応を支援している。
 - 相談制度
 - ・H22年10月1日、本館1階に「子育て相談センター」を設置。児童虐待相談をはじめ、その他子どもに関する様々な相談に専門スタッフが応じ、各関係機関の協力を得ながら迅速できめ細やかな対応を実施。
 - 救済措置
 - ・子育てに関する様々な情報提供や、関係機関（児童相談所）との連携により、夜間も含め速やかな児童の安全確認・安全確保を図る。
- 日常の教育活動を通じ、教師と子ども、子ども同士の好ましい人間関係づくりに努めております。また、アンケート調査、日常の観察、チャンス相談などを通して、子どもの小さなサインも見逃さず、わずかな変化にも適切かつ迅速に対応しております。さらに、子どもの悩みや保護者からの相談を積極的に受け入れる相談体制づくりを図るなど、いじめ問題や体罰等について、全教職員が共通理解し、校長を中心に全校一致体制で対応しております。家庭での子どもの虐待については、学校において、子育てに関する悩みの相談を受けたり、子どもへのかかわり方についての研修会を行った

りしております。迅速かつ適切な対応がとれるよう、児童相談所や本市児童家庭課と緊密な連携を図っております。【学校教育課】

太田市
沼田市

- 要保護児童対策地域協議会による総合的な対応。
- 各校年2回の学校訪問や毎月の定例校長会等において虐待、いじめ、体罰防止に関する共通理解を図るとともに指導の充実を依頼している。
沼田市教育研究所において教育相談を実施し、いじめ等の問題の未然防止と指導に活かしている。
年1回の児童生徒のいじめに関するアンケート調査の実施。

館林市

- 子育て支援連絡会議（子どもを取り巻く関連施設・機関が連携し一体となって子育てに対する総合的な支援を考え、実行する組織）を設置し、その中で、児童虐待の早期発見、支援策等も講じております。また、虐待の通告や疑いがあった場合、こども福祉課内の「家庭児童相談室」、「要保護児童対策地域協議会」で対応。
すべての学校において、「学校生活に関するアンケート」を毎月実施し、実態把握と予防に努めている。

渋川市
藤岡市

- 特にありません。
- 《学校教育課》
各学校に対し、児童生徒の困り事・悩み事をできるだけ把握できるようにアンケート調査を実施したり、定期的な教育相談を行ったりするように指示している。
また、虐待やいじめの早期発見のためにチェックリストを作成し、児童の変化を見逃さないようにするとともに、教員の意識を高めるようにしている。
さらに、体罰の防止に向けては、教育長や学校教育課長より各校長に対して、服務規律の遵守という観点から厳しく指導している。群馬県教育委員会から出された「体罰に関するガイドライン」を活用して各学校に指導している。

- 《生涯学習課》
子ども自身や保護者等の相談窓口として、青少年センター内の青少年指導員と2名の青少年相談員が毎週、金曜と土曜の午後に電話や面接の相談に応じている。昨年度の実績は、相談者は本人4人、両親4人、祖父母兄弟4人、その他1人。内容は、交友2件、いじめ1件、学業1件、進路2件、不登校4件、健康1件、家庭1件、その他1件。

- 《子ども課》
就学前・就学後の子ども虐待、いじめ、体罰などの相談を行っている。相談や通告があった場合には児童相談所に連絡し、連携して対応する。
昨年度の実績は虐待関係36件、障害関係64件、非行1件、不登校10件、育児相談26件。
虐待では保育園の園長先生と子ども課職員で母親と面談し、反省を促した事例もある。

富岡市

- 【学校でのいじめ予防策】各学校への指導内容
 - ①望ましい人間関係作り、学級経営の充実に努める。
具体的には、共感的な態度で接することや、敬称をつけて呼び合うことなど。また、人間関係調査（Q.Uテスト）やピアサポート、エンカウンターを実施し望ましい人間関係作りに努める。
 - ②授業中の積極的な生徒指導
児童生徒一人ひとりの実態を把握し、わかる授業に心掛ける。道徳の時間の充実を図り、規範意識や自尊感情を高め、思いやりの心を育む。
 - ③早期発見・早期対応に努める
日常的な観察や毎月いじめに関するアンケート調査を実施、家庭との連携を密にす

ること等を通して、児童生徒の心の状態を把握すると共に、教職員で情報を共有し、全教職員で指導を行う。

④各学校に対する指導の徹底

学校訪問において助言、指導を行うと共に、「富岡市小・中学校いじめ対策マニュアル」に基づき、各学校にいじめに対する指導の徹底を図る。

○【学校でのいじめの相談制度】

①心の教室相談員やスクールカウンセラーを配置し、保健室や相談室を利用して、児童生徒がいつでも相談しやすい環境づくりをしている。

②日常的なチャンス相談や定期的な教育相談を行っている。

③教育相談研修センターや適応指導教室などの関連機関との連携を図る。

○【学校でのいじめ救済措置】

①毎月、市教委へ生徒指導に関する内容を報告させ、必要に応じて対応を協議し、指導を行う。

②状況に応じて、やむを得ないと判断した場合には転校を認める。

○【学校での体罰の予防策】

①職員会議、服務規律委員会等において体罰根絶の共通認識をもつ。

②各学校における児童生徒に対する指導法に係る研修の実施。

③教職経験者研修（初任者研修、5年目研修、10年目研修等）

○【主任児童委員】

通報があった場合、行政と協力して対処する。

○【家庭児童相談員】

家庭児童相談室を設置し、子どもの虐待やいじめ等の相談に応じ、関係機関と連携し対応している。

安中市 ○家庭児童相談を実施しています。 *21年度 39件 160回

榛東村 ○①課として定期的に民生委員・保健師・児童相談所等と協議の場を設けると共に、個別にも迅速に対応を協議するよう努めている。

②教育に関わる相談については、教育委員会で随時受け付けている。

・今年度は特別支援教育に関わる就学についての相談が数件あったが、このことは児童生徒の虐待予防にもつながると思われる。

・相談への対応は、事案によって学校や幼稚園と相談したり、必要に応じて関係機関と連携をとっている。

吉岡町 ○人権教育（集中学習週間、研究事業）、読書活動（朝読書など）を実施しています。

神流町 ○役所と学校、民生委員や医療機関と連携を図り情報交換を実施している。

下仁田町 ○要保護児童対策地域協議会や民生児童委員協議会等で情報を共有し対応の検討を行っている。

町教育研究所に教育相談員2名を配置し児童・生徒・保護者に対する心配ごと相談を実施。

中之条町 ○要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、虐待等の早期発見や多くの人にかかわっていただけよう努めている外、いじめ問題対策マニュアルによる早期対応の徹底を図っている。

長野原町 ○要保護児童対策地域協議会を設置し教育、医療、福祉、警察等各種関係機関のネットワークを形成し児童虐待等に対処している。

嬭恋村 ○要保護児童対策協議会などの会議開催や啓発活動。

高山村 ○幼稚園・保育所・小・中学校における教員による日頃の子どもたちの様子の観察。虐待・いじめ等がありそうな場合は行政との相談・対応。

「子どもの人権SOSミニレター(前橋地方法務局・群馬県人権擁護委員会連合会)」。

片品村 ○協議会の中の実務者会議を年2~3回行っている。

川場村 ○教育相談窓口の設置。

みなかみ町 ○虐待については要保護児童対策地域協議会で対応、いじめは校長会、教頭会での指導。

指導主事訪問での指導。県通知による連絡。アンケート等。

玉村町 ○「玉村町要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

明和町 ○要保護児童対策地域協議会で検討。

千代田町 ○管内小学校にこころの教室、相談員を町独自に配置し、教育相談体制の充実に努めている。

邑楽町 ○教諭、養護教諭等による日常のチェックによる早期発見と対応。

(b) 保護者や職員に対して、この問題でどんな講習や研修を行っておられますか。

前橋市 ○校長会議や教頭会議の場を活用し、問題について年間を通して指導しています。また、各学校の不登校・いじめ対策担当者による会議や生徒指導主任による会議を開催し、いじめ問題にかかわる研修を実施しています。

高崎市 ○特になし。

伊勢崎市 ○教職員に対しては、自校の校内研修や伊勢崎市教育委員会主催の生徒指導主任会等において、いじめの未然防止に向けての研修を計画的に行っております。また、伊勢崎市「いじめ問題対策リーフレット」を作成し配布することで、教職員と保護者が連携して、いじめの未然防止や早期解決に対応できるようにしております。【学校教育課】

太田市 ○実務者の会議及び講習会の開催。

沼田市 ○年2回の生徒指導主任を招集し会議を開催し、専門家による講演会や各校の事例を基にした情報交換等の研修を実施している。

館林市 ○生活指導担当者会議や学校人権推進委員会において、各校で取り組んでいる「いじめ対策」の成果や課題等について、学校間で情報交換をしている。

渋川市 ○教職員(人権教育主任)に対して、「人権問題の現状及び課題」について研修を行った。

藤岡市 ○《子ども課》

保護者の子育てのための研修会を4回(8月、9月、10月、11月)開催した。

富岡市 ○各学校の管理職に対して研修を行っている。

教育相談研修や人権教育研修の実施。

安中市 ○家庭での子どもの虐待について

①日常的な観察や教職員同士の情報交換、児童との面談等により、虐待の早期発見に努めています。

②虐待の未然防止や万一の場合の適正・迅速な対応のために関係機関との連携を図っています。

○いじめについて

①日常的な観察やアンケート調査、児童や保護者との面談等により、いじめの未然防止や早期発見に努めています。

②道徳や学活の時間等を中心に、いじめや仲間はずれなどについて考える指導を行い、思いやりの心をもって人に接する態度の涵養に努めています。

③日頃より、スクールカウンセラー等も含めた教職員同士の協力体制を充実させるとともに、相談機関等との連携を図り、いじめ根絶のための指導体制の充実に努めています。

○体罰について

①各学校において、年間3回以上「校内服務規律委員会」を開催し、体罰を含めた非違行為、信用失墜行為のないよう、研修・啓発に努めています。

榛東村 ○①児童生徒虐待…特には講習や研修を行っていないが、教職員には早期発見に努めるよう指導しており、少しでも疑いがあれば報告させている。

②学校でのいじめ防止、教職員の体罰防止…

上記4(a)の通り、3つの人権教育に関する研修を実施しており、教職員の人権意識を高めることで、児童生徒の人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育み、いじめをしない・させない・許さない子の育成ができると考えている。

また、教職員の人権意識の高まりは、教職員の体罰防止にもつながるので、折に触れ各学校に体罰防止の指導を行い徹底を図っている。

吉岡町 ○職員会議、校内研修、町教職員研修会、PTA研修会などを行っています。

神流町 ○特になし。

下仁田町 ○全教職員及びPTA等対象とした人権教育講演会実施。
学校から保護者へ人権教育チラシの配布。

中之条町 ○教職員は各種研修や対策マニュアルを活用した校内研修で、保護者へは家庭教育学級等で。

長野原町 ○必要に応じてPTAや教職員を対象にした人権に関する研修会を実施している。

高山村 ○家庭での子どもの虐待、学校でのいじめや体罰に関わらず人権教育に関しての研修会等参加を勧めている。

片品村 ○今後、検討する。

川場村 ○1村1校なので管理職研修を通して教職員への指導、保護（者）への理解の徹底。

明和町 ○協議会構成員に対して虐待関係の研修を実施。

千代田町 ○県のリーフレットを活用し、職員会議等で管理職より指導、確認を行っている。

邑楽町 ○教職員対象に児童相談所の所長・職員による講話を実施。

◇無記入：嬭恋村、みなかみ町、玉村町

8 子どもの人権や権利が侵害されないように、どのようにしておられますか。

(a) 「子どもの人権専門委員」またはこれに準じる委員を設けておられますか。

前橋市 ○「子どもの人権専門委員」は設けていません。

高崎市 ○設けていない。

太田市 ○児童委員。

沼田市 ○ありません。

館林市 ○設けておりません。

渋川市 ○学校教育課としては設けておりません。

藤岡市 ○4課とも設けていない。

富岡市 ○設けていません。

安中市 ○安中市独自の「子供の権利専門委員」は設けていませんが、人権擁護委員による子供の人権委員の配置はあります。

榛東村 ○特には設けていないが、村の人権擁護委員が学校訪問等を行い、子どもの権利についても情報交換や啓発活動を行っている。また、民生委員にも日常の生活の場における

子どもたちの人権に関する情報収集を依頼している。

- 吉岡町 ○人権教育推進協議会、幼児・学校教育部会、要保護児童対策地域協議会。
神流町 ○主任児童委員へその職務を依頼している。
下仁田町 ○教育相談員。
中之条町 ○設けていない。
長野原町 ○「子どもの人権専門委員」等は設けていません。
嬭恋村 ○いない。
高山村 ○村としては設けていない。
片品村 ○特になし。
川場村 ○なし。
みなかみ町 ○設置しておりません。
玉村町 ○上記7がそれになりますでしょうか。（「玉村町要保護児童対策地域協議会」を設置しています。）
明和町 ○特に設けていない。
千代田町 ○民生委員協議会内において子ども部会を設けている。
邑楽町 ○なし。

◇無記入：伊勢崎市

(b) 自治体独自の相談、救済、監視の制度について、内容や実績を具体的に。

- 前橋市 ○こども課内に「こども相談支援係」を新設し、心理相談員などの専門職を配置、あらゆるライフステージにおける子育て相談や家庭相談及び支援に応じられる体制を確立しています。
高崎市 ○問7 (a) に同じ (24 時間体制の相談、通報対応)。
太田市 ○独自の制度は特になし。
沼田市 ○ありません。
藤岡市 ○《生涯学習課》
上記のとおり青少年センター内に相談窓口を開設している。
《福祉課》《子ども課》
要保護児童地域対策協議会の開催。(年間 代表者会議 2 回、実務者会議 3 回、個別ケース検討会議は必要に応じて随時) 主任児童委員から各地域の支援が必要な子どもの情報を得ている。
富岡市 ○独自の制度はありません。
安中市 ○子供の権利に特化した事項は特にありません。
榛東村 ○特にはしていない。
吉岡町 ○人権作文集の毎戸配布、要保護児童対策については、関係者で会議をもって対応しています。
神流町 ○現在のところ、実績等なし。
下仁田町 ○教育相談員、民生児童委員等により。
中之条町 ○特になし。
長野原町 ○要保護児童対策地域協議会を毎年開催している。
高山村 ○人権擁護委員、主任児童委員、民生委員、教育委員等が対応している。
片品村 ○特になし。
川場村 ○なし。

- みなかみ町 ○地域子育て支援センターを相談窓口として設けています。
- 玉村町 ○上記7がそれになりますでしょうか。（「玉村町要保護児童対策地域協議会」を設置しています。）
- 明和町 ○子どもに関する相談は随時担当課で受付けている。（住民福祉課）
- 千代田町 ○担当職員にて相談対応している。
- 邑楽町 ○なし。

◇無記入：伊勢崎市、館林市、渋川市、嬭恋村

**9 独自の「子ども権利条例」や「子ども権利宣言」を採択されていますか。
また、子どもの生活実態を定期的に、あるいは最近、調査しておられますか。**

- 前橋市 ○採択はしていません。また生活実態にかかわる調査は実施していません。
- 高崎市 ○こどもが安心して暮らせるまちづくりを基調とした「こども都市宣言」の採択を検討中。
- 伊勢崎市 ○採択しておりません。【人権課】
- 太田市 ○採択していない。
- 沼田市 ○採択していません。調査については学校等で実施しています。
- 館林市 ○該当事項はありません。
- 渋川市 ○学校教育課としては行っておりません。
- 藤岡市 ○《学校教育課》
人権侵害の最たるものである「いじめ」をなくすため、「いじめ撲滅宣言」を平成20年2月に市教委主催の子ども会議で採択した。また、毎年2月に「いじめ問題解決に向けた子ども会議」を開催し、いじめ撲滅に取り組んでいる。また、前項でも回答したように、各学校に対し、児童生徒の困り事・悩み事をできるだけ把握できるようにアンケート調査を「実施したり、定期的な教育相談を行ったりするように指示している。また、虐待やいじめの早期発見のためのチェックリストを作成し、児童の変化を見逃さないようにするとともに、教員の意識を高めるようにしている。
《子ども課》
「藤岡市子ども憲章」を平成16年12月9日に可決した。
- 富岡市 ○採択していません。調査等も実施していません。
- 安中市 ○採択していません。また調査していません。
- 榛東村 ○採択していない。学校や保健師、民生委員などを通しての日常の観察以外、特にはしていない。
- 吉岡町 ○独自の採択はしていません。
平成20年度次世代育成支援行動計画作成に伴いアンケート調査を実施しました。
- 神流町 ○独自の採択はしていない。
- 下仁田町 ○無し。
- 中之条町 ○権利条例や権利宣言は採択していない。
- 長野原町 ○独自の「子ども権利条例」等はありません。
- 高山村 ○採択されていない。
- 片品村 ○特に行っていない。
- 川場村 ○なし。
- みなかみ町 ○権利条例制定を検討中。

- 玉村町 ○していません。
- 明和町 ○次世代の計画策定の際に調査（平成 21 年度）
- 千代田町 ○なし。
- 邑楽町 ○子どもの生活実態は、全国学力調査の児童質問紙で実施。
携帯・インターネットの実態について、H19、H21 に中 2 全員対象に実施。

◇無記入：嬭恋村

10 民間団体と協力しておられますか。群馬子どもの権利委員会は、県当局や各市町村と力を合わせて活動する用意があります。どんなことを期待されますか。

- 前橋市 ○今回の調査について結果がまとまりましたら提供いただけるとありがたい。
- 高崎市 ○24 時間通報対応の一部を民間団体に委託。
- 伊勢崎市 ○現在、学校・家庭・地域・行政が、互いに密接に連携・協力しながら、一人一人の子どもの豊かな人間性や学力の向上を図っております。今後、必要に応じて、民間団体との協力も図っていききたいと考えております。【学校教育課】
- 太田市 ○地域に密着したネットワーク作り。
- 沼田市 ○NPO や子育てサークル等と協力しています。
- 藤岡市 ○4 課とも現在、協力しておらず、今後も特に協力の希望はなし。
市行政として市民（子ども）の幸福や権利を守るために全力で職務を全うしていく。
- 富岡市 ○子どもの権利についての事業、取り組みをこれまでに行っていないため、民間団体との協力はありません。現時点では、取り組みの予定がありません。
- 安中市 ○とくに民間団体との協力はありません。
現在のところ予定はありません。
- 榛東村 ○申し訳ありませんが、担当としては、民間団体や貴権利委員会について何ら知識を持ち合わせていないので、今のところ何もありません。
- 下仁田町 ○無し。
- 中之条町 ○要保護児童対策地域協議会の委員（警察や医師、学校、民生委員・児童委員、児童相談所等）と連絡を取りながら、支援が必要な児童の早期発見、情報収集等に努めている。
- 長野原町 ○民間団体との協力は特にありません。
- 高山村 ○とくに協力は行っていない。
- 片品村 ○特になし。
- 川場村 ○利根沼田地域生活支援ネットワークとの連携。
- みなかみ町 ○協力体制は出来ておりません。
- 玉村町 ○行事など、子育てボランティア等に協力していただき行っています。
- 明和町 ○民間との協力はなし。
県で実施している子どもの人権特設相談について広報で周知している。
- 千代田町 ○子どもの権利等のより一層の推進を期待いたします。
- 邑楽町 ○特になし。

◇無記入：館林市、渋川市、吉岡町、神流町、嬭恋村